

# 処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて

資料2-2

## 【概要】

処遇改善等加算Ⅰについては、以下①②の2段階に分けて認定

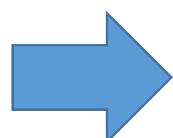
①加算率の認定(本資料)(令和5年4月頃通知予定)

②賃金改善計画の確認(資料2-4参照)(令和5年秋頃通知予定)

## 加算率の認定

### 【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。  
算定対象となる職員は以下の通りです。



令和5年4月1日時点に在籍している職員のうち  
**「1日6時間以上かつ月20日以上」の勤務をする職員**

※勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます  
※必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

# 加算率の認定

## 【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業  
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育  
　　居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された  
　　施設、幼稚園に併設された施設
- 『保健師、看護師、准看護師のみ』  
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

# 加算率の認定申請について

## 【提出書類】

- ・令和5年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- ・平均勤続年数計算書
- ・処遇改善等加算率算定職員台帳
- ・**在職証明(願)書**
- ・資格証等
- ・令和5年度賃金改善計画書ほか(令和5年夏頃通知予定)

## 【提出期限】

令和5年5月上旬(予定)

# 在職証明(願)書

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用状況が  
**1日6時間月20日以上**であること。
- ②算定対象施設での該当職種での経験であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。  
(詳細は4月通知参照)

在職証明（願）書【処遇改善等加算 加算率認定用】

氏名	生年月日	性別
～	～	～
～	～	～
～	～	～

※この証明には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載してください。

ただし、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務期間内に算定除外期間（病休（無給）、1日6時間未満又は週5日未満勤務）がある場合には、勤務期間を分けて記載をお願いします。

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法 人 名  
代表者職・氏名

印